

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、残委託業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上し、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、次のものをいう。
京都府最低賃金（以下「最低賃金」という。）

- 3 本契約の変更金額算出方法は、次のとおりとする。

受託者から提出された内訳書による算出

（ただし、受託者の内訳書中、直接人件費に、履行開始日時点の賃金水準と、変更請求時の賃金水準を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）

- ・ 変更前の賃金水準をもととした「契約締結時に提出された内訳書記載の直接人件費（未履行分）」に「賃金水準変動率（変動後と変動前の賃金水準の差額を変動前の賃金水準で除したもの）」を乗じた額の範囲内で「本市承認額＝変動額」を決定し、「変動額」から「請求者負担分（※契約金額（未履行分）に1.0%を乗じた額）を控除した金額をスライド額とする。ただし、「請求者負担分」が「変動額」を上回った場合、「スライド額」は0円とする。